

総社市告示第125号

総社市商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税種別割課税免除実施要綱を次のとおり定める。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税種別割課税免除実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項及び総社市税条例(平成17年総社市条例第53号。以下「条例」という。)第81条の9の規定により、商品であって使用しない軽自動車等に対する軽自動車税種別割の課税の免除(以下「課税免除」という。)をすることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 軽自動車等 条例第81条の9に規定する軽自動車等をいう。

(2) 販売業者 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条に規定する許可を受けて、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第2条第4号に規定する自動車又は同条第5号に規定する自動二輪車を販売するものをいう。

(商品であって使用しない軽自動車等)

第3条 条例第81条の9に規定する商品であって使用しない軽自動車等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす軽自動車等とする。

(1) 販売業者が申請年度の前年の4月2日以降に取得し、申請年度の4月1日(以下「賦課期日」という。)において商品として所有するものであって、取得時における走行距離と賦課期日における走行距離との差が100キロメートル未満のものであること。

(2) 在庫商品として古物営業法第16条に規定する帳簿等(以下「古物台帳」という。)に記載し、又は電磁的方法による記録(以下「電磁的記録」という。)をしているものであって、販売を目的として市内で保有され、現に展示されているものであること。

(3) 販売業者が取得後に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する新規検査又は同法第62条第1項に規定する継続検査を受けていないものであって、同法第73条第1項に規定する車両番号標を表示しているものであること。

(4) 用途が、貸付けを目的とする車、試乗又は回送のために使用する車、社用車、代車用車両、営業用登録車(道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車をいう。)等の事業用でないものであること。

(5) 賦課期日において、自動車検査証又は軽自動車届出済証の所有者欄及び使用者欄の名義が、課税免除を受けようとする販売業者と同一のものであること。

(課税免除の対象者)

第4条 課税免除の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 販売業者であること。

(2) 課税免除の申請時において、市税を完納しているものであること。

(課税免除の申請)

第5条 課税免除を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、賦課期日の属する年度の4月10日までに、軽自動車税種別割課税免除申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 古物営業法第5条第2項に規定する許可証の写し

(2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

(3) 古物台帳の写し又は電磁的記録の内容が分かる書類(取得時における走行距離が記載されたものに限る。)

(4) 賦課期日における走行距離並びに展示している状況及び車両番号が確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(課税免除の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは課税免除を決定するとともに、当該申請者に対し、軽自動車税種別割課税免除決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、課税免除しないことを決定したときは、当該申請者に対し、軽自動車税種別割課税免除却下通知書により、その理由を付して通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、課税免除の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の全部又は一部を取り消し、軽自動車税種別割課税免除取消通知書により、当該課税免除の決定を受けたものに通知するものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により課税免除を受けたとき。

(2) その他市長が課税免除の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は課税免除の決定を受けたものに対し、調査をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。